社会福祉施設等対応マニュアル

1 目的

新型インフルエンザ等の発生により、社会福祉施設等(以下、「施設等」という。)においても患者が発生することが予測されるため、感染予防対策や、施設内における感染拡大防止対策を実施することにより、利用者の生命と健康を守ること、また、食糧供給確保等のライフライン維持などを定めたBCP(事業継続計画)により施設としての最低限の機能を継続させることが必要である。

2 各発生段階における対応

(1) 未発生期の対応

〇県の対応

ア サーベイランス・情報収集

・学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖)を調査し、 インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 情報提供

・新型インフルエンザ等に関する情報を継続的に施設へ提供する。

ウ 感染予防策の徹底

- ・通常のインフルエンザと同様に感染予防に努めるよう指導・助言を行う。
- ・マスクの着用、手洗いの励行、消毒薬の使用、体液や排泄物の適切な取り扱い、「咳エチケット」等、基本的な感染予防対策を徹底するよう指導・助言を行う。
- ・職員に対して新型インフルエンザ等に関する研修を実施するよう指導・助言を行う。

エー予防接種

特定接種の対象となる業種等の事業者への周知等、国への登録申請に協力する。

〇施設等の対応

- ・施設ごとに対応マニュアルの新規作成、又は施設が定める感染症対策マニュアルの見直し を行う。
- ・食料供給の確保等のライフライン維持や、職員の勤務体制などBCPに基づき、施設としての運営が継続できる体制を整える。特に、県内発生期以降には、職員の罹患や罹患した家族の看病、また学校閉鎖時の子供の世話等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した場合における運営体制について、具体的方策を検討する。
- ・県からの要請を混乱なく受けられるように事前に連絡体制を整備するとともに、緊急事態 等における意志決定方法についても検討を行う。
- ・人的・物的両面で感染拡大防止体制を整備する。特に、入所施設は、患者が病院に入院できない場合に備え、施設内において患者を個室等に移動できる体制を整える。
- ・発生期に備え、物品(食糧、衛生用品、日用生活用品等)の確保に努める。
- 特定接種の対象となる業種等の事業者は、登録申請を行う。

(2) 海外発生期の対応

○県の対応

ア サーベイランス・情報収集

・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

イ 情報提供

・海外での発生状況について、国からの情報収集に努め、速やかに施設へ情報提供を行う。

〇施設等の対応

- ・国が特定接種を実施することを決定した場合、登録事業者の対象者は特定接種を受ける。
- 登録事業者は、事業継続に向けた必要な準備等を行う。
- ・施設内対策会議を設置、又は既存の感染症対策委員会等を活用し、事業継続に必要な準備 など今後の対応を検討する。
- ・職員に対して、新型インフルエンザ等の情報を正確に伝達する。
- ・職員に対して、職員・利用者の感染予防や健康状態の把握を行うように注意喚起する。
- ・職員は、発生地域への渡航を自粛する。
- ・利用者、家族等への周知・情報提供を行う。

(3) 県内未発生期の対応

〇県の対応

ア サーベイランス・情報収集

・海外発生期に引き続き、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

イ 情報提供

・国内での発生状況について、国からの情報収集に努め、速やかに施設へ情報提供を行う。

ウ 緊急事態宣言が出されている場合

・ 県は、必要があると認めるときは、対象となる施設等に対し使用制限を要請・指示する。 併せて、県は要請等の内容及び施設名を公表する。

工 相談体制 (県内未発生期以降)

- ・緊急事態宣言が出されている場合等において、事業者向け相談窓口を本庁所管課に設置する。
- ・地域の事業所のサービス継続・休止状況について情報収集する。

〇施設等の対応

i)予防接種

・国が特定接種を実施することを決定した場合、登録事業者の対象者は特定接種を受ける。

ii) 危機管理体制の確認

- ・各施設における新型インフルエンザ等の対応マニュアルの確認をする。
- ・新型インフルエンザ等流行時の施設運営体制を確認する。特に、県内発生期以降には、職員の罹患や家族の看病、また学校閉鎖時の子供の世話等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した場合に備えた体制を確認する。

iii)利用者、家族への情報提供

・海外、国内での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報を速やかに提供する。

iv)施設内での感染拡大予防のための措置

- ・新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え、職員間で情報を共有化する。
- ・職員は、発生地域への出張を控える。
- ・発生地域から帰県した職員に対しては、健康観察を徹底し、新型インフルエンザ等様症状を 呈した場合には、直ちに各保健所に設置された帰国者・接触者相談センターへ相談するよう 指導する。
- ・施設内の消毒、換気、加湿等感染防止のための環境整備に努める。
- ・職員・通所施設利用者に対して、家庭内での感染防止を図るよう指導するとともに、毎朝体温を測定し、健康状態の把握に努め、新型インフルエンザ等様症状を早期発見するよう注意 喚起する。
- ・職員・通所施設利用者に対して、マスクの着用、施設に入る前後の手洗い、咳エチケットの 励行を指導する。
- ・施設内立入り者に対して、マスクの着用、施設に入る前の手洗い、咳エチケットの励行など 予防対策の徹底を要請する。
- ・入所者に対しては、毎朝体温を測定し、健康状態の把握に努め、新型インフルエンザ様症状 を早期発見するよう指導する。

v)居宅系サービスの措置(県内発生早期・県内感染期・小康期も同じ)

- ・上記(iii)~(iv)の措置に加えて、居宅系サービスについては、次の事項に留意する。
- ・サービス提供にあたっては、職員から利用者への感染に十分に注意し、職員は必ずサージカルマスクを着用する。
- ・職員に新型インフルエンザ等と思われる症状が発生した場合は、一時サービス提供を停止し、 直ちに各保健所に設置された帰国者・接触者相談センターへ相談するとともに、他の職員や その職員がサービス提供した利用者の感染等の確認を行う。
- ・職員の罹患等により、サービス提供を停止する間は、担当ケアマネージャー等に連絡の上、 代替サービス事業者を確保する。

vi) 緊急事態宣言が出されている場合

- ・県からの要請等により、対象となる施設の閉鎖等の使用制限を行う。
- ・登録事業者は、業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(4) 県内発生早期の対応

〇県の対応

ア 情報の提供

県内での発生状況等について、速やかに施設へ情報提供を行う。

イ 緊急事態宣言が出されている場合

・県は、必要があると認めるときは、対象となる施設等に対し使用制限を要請・指示する。 併せて、県は要請等の内容及び施設名を公表する。

〇施設等の対応

i)予防接種

・国が特定接種を実施することを決定した場合、登録事業者の対象者は特定接種を受ける。

ii) 危機管理体制

- ・職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え情報を共有化する。
- ・対応マニュアルを職員に徹底する。

iii) 利用者、家族への情報提供

・ 県内での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた 情報を速やかに提供する。

iv)施設内での感染拡大防止のための措置

県内未発生期の事項に加え、次の事項について実施する。

- ・感染防止策の一層の徹底を図る。
- ・職員は、不要不急の用務による外出を自粛する。
- ・家族等の面会は、自粛を要請する。(圏域内で発生した場合は、原則禁止)
- ・短期入所の受入れ等でやむなく外部の者が出入りする場合は、体温測定を行うなど、来訪者がインフルエンザ等様疾患に罹患していないことの確認を行う。
- ・保健所からの助言を受け、施設の衛生管理を行う。
- ・通所施設においては、新型インフルエンザ等の発生状況を考慮し、サービス提供の縮小、 一時中止等を検討する。

v) 緊急事態宣言が出されている場合

- ・県からの要請等により、対象となる施設の閉鎖等の使用制限を行う。
- 登録事業者は、業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

(5) 県内感染期の対応

〇県の対応

ア サーベイランス・情報収集

・学校における集団発生の把握の強化については、通常のサーベイランスに戻す。

イ 情報の提供

・ 県内での発生状況や予防のために必要な留意事項などを施設等の関係者へ迅速かつ正確に 情報提供する。

ウ 緊急事態宣言が出されている場合

・県は、必要があると認めるときは、対象となる施設等に対し使用制限を要請・指示する。 併せて、県は要請等の内容及び施設名を公表する。

〇施設等の対応

- i) 県内発生早期の事項に加え、次の事項について実施する。
 - ・対応マニュアル等により速やかに対応する。
 - 職員の安否を確認する。
 - ・食料供給の確保等のライフライン維持や、職員の勤務体制などBCPに基づき、施設としての運営を継続する。
 - ・事業の継続を行う施設等は、その施設等における発生状況等について速やかに保健所へ報

告する。

ii) 緊急事態宣言が出されている場合

- ・県からの要請等により、対象となる施設の閉鎖等の使用制限を行う。
- 登録事業者は、業務の継続を行う。

(6) 小康期の対応

〇県の対応

ア サーベイランス・情報収集

・再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化 する。

イ 情報の提供

- ・これまでの情報提供の状況について評価し、流行の第2波に備え、情報提供方法等の見直 し、整備を行う。
- ・施設に対して、流行の第2波に備え、マニュアル等の必要な見直しを行い、引き続き適切 に対応するよう依頼する。
- ・施設は、引き続き発生状況等について速やかに保健所へ報告するよう依頼する。

ウ 緊急事態宣言が出されている場合

・各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・ 中止していた業務を再開する旨さしつかえない旨周知する。

〇施設等の対応

県内発生早期の事項に加え、次の事項について実施する。

- ・流行の第2波に備え、食料糧供給の確保等のライフライン維持や、職員の勤務体制などBC Pに基づき、施設としての運営を継続できるよう必要な見直しを行う。
- ・登録事業者は、被害状況等の確認をするとともに、流行の第2波においても事業継続ができるよう備える。

3 施設内発生時における対応

ア 施設における感染拡大防止

施設利用者又は職員に感染の疑いが発生した場合及び患者等が発生した場合について、各施設との密接な連絡体制を通じ、次の区分により対応についての指導を行う。

【通所施設】

区分	利用者	職員
感染の疑いが	・サービス利用を中止し、速やかに帰国者・	確実に休ませ、速やかに
発生した場合	接触者相談センター(保健所)へ相談し、帰	帰国者・接触者相談センタ
	国者・接触者外来を受診するよう指導する。	ー(保健所)へ相談し、帰
		国者・接触者外来を受診す

	るよう指導する。	
患者等が	・患者及び患者と接触した者が発生した場合は、臨時休業とする。	
発生した場合	健所へ連絡し、対応に関する指示を受ける。	

【入所施設】

区分	利用者	職員
	・個室に移動させ、帰国者・接触者相談センタ	・確実に休ませ、速やかに帰
感染の疑いが	一(保健所)に相談する。	国者・接触者相談センター
発生した場合		(保健所)へ相談し、帰国
		者・接触者外来を受診する
		よう指導する。
	・個室に移動させ、保健所(帰国者・接触者相	・全治するまで(発病後2週
患者等が発生した場合	談センター)に相談する。	間)休ませる。
	・医療機関への入院ができない場合、施設内	
	で医師の診察を受け療養する。	
	・緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を	
	行わないように努める。	
	・患者が増加した場合は、患者を1箇所に集	
	めるなど、最大限非感染者との接触を防止	
	するよう努める。	

イ 施設等への要請

- ・発生時には、正確な情報に基づき、保健所に報告・相談の上、適切な行動をとる。
- ・嘱託医を配置する施設については、嘱託医の指示に従う。
- ・感染拡大初期においては、保健所が実施する積極的疫学調査(症例調査、接触調査等)に協力する。
- ・患者が発生した場合、感染症法に基づき入院勧告等の措置が講じられることから、同法に基づく要請に対して速やかに協力する。